

北木島グリーンスローモビリティ実証運行調査業務に係る仕様書

1 目的

この事業は、笠岡市北木島町において、グリーンスローモビリティを用いたコミュニティ交通の事業化のため、事業者に対しグリーンスローモビリティを貸与し、実証調査を行い、今後の事業化に向けたデータを収集することを目的とする。

2 委託の期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

3 候補者の条件

募集期限において、次の（１）～（３）の各号のいずれかに該当する者でア～カの要件を満たす者あること。

（１）笠岡市北木島町において、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の自家用有償旅客運送の登録を受けている者。

（２）道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条の一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者。

（３）笠岡市北木島町において、運送の対価を徴しないボランティア運送を持続可能な方法で行おうとする者。

ア 組織図、運転手、収支計画書及び運行計画等の事業計画を提出できる者。

イ 利用者から依頼があった場合、定期船（旅客船・フェリー）の始発から最終便の時間に送迎が可能であること。

ウ 実証後はそのデータに基づき事業化を行うため、少なくとも、調査後5年間は事業を継続して行うことができること。

エ 笠岡市とグリーンスローモビリティの貸与に関する覚書を締結し、グリーンスローモビリティ利用規約に同意できること。

オ グリーンスローモビリティの充電のための電気料金を負担できる者。

カ 屋根付きの車庫を用意できる者。

4 業務の内容

（１）デマンド方式でユーザーのニーズに合わせ、運行を行う。

（２）島内を走行し、グリスロのPR活動を行う。

（３）船の到着時間には港に待機し、利用客の獲得を行う。

(4) 利用客に対し、アンケートを行う。

(5) 運行日誌の記録。

5 法令の遵守

事業実施にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 地方自治法及び同施行令及びその他行政関係法令

(2) 労働基準法及びその他労働関係法令

(3) 道路運送法及びその他交通関係法令

(4) 健康増進法及び関係法令

(5) 笠岡市個人情報保護条例及び同施行規則

(6) その他運行に適用される法令

6 貸与する車両

(1) 車両 ヤマハ発動機 AR-07

(2) 貸与台数 1台

(3) 車両登録番号 倉敷 500 ぬ 5263

7 費用

笠岡市が事業者に対し、40万円を上限として委託料を支払う。

ただし、道路運送法第四条の許可または第七十九条の登録を受けていない者は、人件費を経費として算入することは出来ない。

8 協議

この仕様書に定めるほか、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、事業者は笠岡市と協議のうえ決定することとする。

9 その他

実証運行の事業者には、実証調査終了後に事業化を行い、グリーンスローモビリティを運行して頂くこととなります。